

吉田口プラットハウス  
指定管理者募集要項

2024年8月  
安芸高田市

## 吉田ロプラットフォーム指定管理者募集要項

吉田ロプラットフォームの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年安芸高田市条例第 13 号。以下「手続条例」という。）第 2 条の規定により施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

### 1 施設の概要

- (1) 施設の名称 吉田ロプラットフォーム
- (2) 施設の所在地 安芸高田市甲田町下小原 300 番地 2
- (3) 施設の設置目的 地域住民の福祉の増進及び地域コミュニティの振興を図る
- (4) 施設の内容

名称	構造	階数	面積	敷地面積
駅舎等施設	木造	1	151.62 m <sup>2</sup>	463.68 m <sup>2</sup>

### 2 申請の資格

吉田ロプラットフォームの指定管理者に係る申請等を行う者は、次の資格等を有すること。

- (1) 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない。）
- (2) 法人等又はその代表者が次に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により安芸高田市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - エ 法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - オ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
  - キ 市県民税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) 法人等の団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。

### 3 公募に関するスケジュール等

#### (1) 募集要項等の配布

- ア 配布期間 2024 年 8 月 22 日（木）～2024 年 10 月 21 日（月）
- イ 配布場所 安芸高田市ホームページ又は安芸高田市企画部政策企画課  
ただし、政策企画課での配布は配布期間の午前 9 時から午後 5 時までとする

#### (2) 公募に関する質問

質問等は、原則として文書で行うこと（別紙 1 参照）。ただし、軽微な質問については口頭で回答することがある。

- ア 受付期間 2024 年 8 月 22 日（木）～2024 年 10 月 21 日（月）  
（ただし、安芸高田市の休日を定める条例（平成 16 年安芸高田市条例第 2 号第 1 条第 1 項に規定する休日は除く。）
- イ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- ウ 質問方法 ファクシミリ又は電子メールのいずれかによる。
- エ 回答方法 質問事項をとりまとめ、回答をホームページに掲載する。

#### (3) 申請書類の提出

- ア 受付期間 2024 年 8 月 22 日（木）～2024 年 10 月 21 日（月）  
（ただし、安芸高田市の休日を定める条例（平成 16 年安芸高田市条例第 2 号第 1 条第 1 項に規定する休日は除く。）
- イ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

- ウ 受付場所 安芸高田市吉田町吉田 791 番地  
安芸高田市 企画部 政策企画課
- エ 提出方法 受付場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は書留郵便により  
2024 年 10 月 21 日（月）午後 5 時必着とする。  
なお、提出後は、軽微な変更を除き、記入内容を変更することはできない。

**(4) 指定管理者の候補者を選定するための審査**

指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、本要項 5 の審査基準等に基づき申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。

**(5) 選定結果の通知等**

選定結果は、2024 年 11 月中旬を目途に文書で通知する。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故等があるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

**(5) 選定結果の公開**

選定委員会の審査結果は、公表する。

**(6) 選定審査対象外**

次に該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 本要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- エ その他不正な行為があった場合

**4 申請の際に提出する書類の内容**

次の (1) から (3) までの書類を 1 部提出すること。

**(1) 指定申請書**（安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年安芸高田市規則第 15 号。以下「手続規則」という。）・**様式第 1 号**）

**(2) 事業計画書（要項・様式第 2 号）**

事業計画書には、次の事項を列記すること。

- ア 団体の概要
- イ 管理運営に関する基本指針
- ウ 業務の実施計画
- エ 管理運営に係る収支計画
- オ 管理運営体制
- カ 安定した運営管理のための方策

**(3) 添付書類**（手続規則第 3 条第 2 項）

- ア 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの（会則等）
- イ 法人等であることを証する書類（法人にあっては、当該法人の登記簿謄本）
- ウ 申請書を提出する日の属する前事業年度（又は直近の決算年度）の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- エ 申請書を提出する日の属する事業年度（又は直近の事業年度）の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- オ 法人等又はその代表者が申請資格を持たない者に該当しないこと（本要項 2 (2) 参照）を明らかにする書類（**要項・様式第 3 号**）
  - ※ 場合によっては法人等の主要構成員に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求めることがある。
- カ 市県民税（法人市民税納付書の写し、法人市民税課税台帳記載事項証明書など）、消費税及び地方消費税の納税を証する書類
- キ 吉田ロプラットフォームと同種又は類似の施設の管理運営実績があるときは、それを明らかにする書類（**要項・様式第 4 号**）

## 5 審査基準等

指定管理者の候補者の選定は、手続条例第 4 条に規定する次の基準に基づき、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。

なお、審査基準ごとの配点は、次のとおりとする。

審査基準	審査の項目	配点
(1) 平等利用の確保	利用者の平等利用の確保	確保できない場合は選定の対象外
(2) 施設の効用を最大限に発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置目的に沿った事業内容</li> <li>・ 利用者に対するサービスの向上</li> <li>・ 利用促進、利用者増への取り組み</li> <li>・ 新規、魅力的な提案</li> </ul>	40
(3) 管理に係る経費の縮減	申請者からの提案額 (A) と最低提案額 (B) により評価 [計算式] 申請者の点数 = $30 \times (B) / (A)$ (少数第 2 位以下を四捨五入)	30
(4) 安定して行う人的及び物的能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者の実績</li> <li>・ 人的能力</li> <li>・ 物的能力</li> <li>・ 申請者の安定性、信頼性</li> </ul>	30
合 計		100

## 6 業務の範囲及び具体的内容

吉田ロプラットフォームは、その施設及び附属設備を地域におけるコミュニティの振興その他の利用に供することを業務とし、指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

### (1) 施設等の利用の許可に関すること。

安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例(平成 24 年安芸高田市条例第 38 号。以下「設置及び管理条例」という。)第 5 条の規定により施設等の利用者に対して利用許可の事務等を行う。

### (2) 施設等の維持管理及び修繕に関すること(別紙 2 附表参照)。

施設等に係る維持管理及び修繕を行うこと。

### (3) その他の業務

(1) 及び (2) に掲げる業務のほか設置管理条例その他の法令等の規定に従い、吉田ロプラットフォームの管理業務全般を行うこと。

### (4) 上記業務に付随する業務

市との連絡調整及び事業報告等を行うこと。

## 7 管理の基準

### (1) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は、施設の設置理念に基づき指定管理者が市長と協議し定めるものとする。

### (2) 利用許可の制限

設置及び管理条例第 6 条に定める場合は、利用の許可をしてはならない。

### (3) 利用許可の取消し等

設置及び管理条例第 7 条に定める場合には、利用の許可を取り消し、又は利用を中止し、若しくは退去を命じることができる。

### (4) 物品の管理

市の所有する物品については、安芸高田市財務規則(平成 16 年安芸高田市規則第 39 号)に基づき適正に管理すること。

### (5) 安芸高田市行政手続条例(平成 16 年安芸高田市条例第 12 号)の適用

指定管理者は、安芸高田市行政手続条例第 2 条第 3 号に規定する行政庁に該当するため、

利用許可等は同条例の規定に基づいて行うこと。

**(6) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条の適用**

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律の適用を受け、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、市と同等の責務（収集の制限、適正管理、利用及び提供の制限等）を負う。

**(7) 情報公開に関する事項**

指定管理者は、安芸高田市情報公開条例（平成 16 年安芸高田市条例第 14 号）の趣旨を尊重し、情報公開を積極的に推進すること。

また、指定管理者は、指定後に市と締結する協定に基づき、市から管理業務に関する文書等の提出の要求等があった場合には、これに応じる義務がある。

**(8) 事業報告・業務報告に関する事項**

指定管理者は、手続条例第 8 条又は第 9 条の規定によって、各年度終了後又は必要に応じ、事業報告書を作成し、市長に提出すること。

**(9) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項**

市長は、手続条例第 11 条の規定によって、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し又は管理業務の停止を命じることがある。

**(10) 責任分担に関する事項**

責任分担の詳細については、協定を締結する際に定めるが、市の基本方針は本要項 11 (5) のとおりとする。

**(11) その他**

指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が吉田ロプラットフォームを利用することを拒んではならない（法第 244 条第 2 項）。

また、指定管理者は、吉田ロプラットフォームの管理業務を行うに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない（法第 244 条第 3 項）。

**8 市が支払う委託料の額**

指定期間中の管理費用等として、市が負担する委託料の額は、**2,382,000 円**を上限とする。

**9 指定期間**

今回指定を行う吉田ロプラットフォームの管理を行う期間は、2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までとする。

**10 協定**

指定管理者の候補者として選定された後、市議会の指定管理者指定の議決を経て、指定管理者に指定された後、管理に係る細目的事項、市が支払うべき管理費用の額等を定めた協定を締結する。

また、この協定締結においては、指定期間を通じての基本的な事項を定めるため「包括協定」と「年度別協定」を締結することとする。

**(1) 包括協定の内容**

- ア 指定期間
- イ 業務に関する基本的な事項
- ウ 市が支払うべき管理費用に関する基本的な事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告・業務報告に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 物品の取扱いに関する事項
- ク リスクの管理・責任分担に関する事項
- ケ その他

**(2) 年度別協定**

ア 当該年度の業務内容に関すること。

- イ 当該年度に市が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ その他

## 11 その他

### (1) 申請費用

申請に要する費用は、申請者の負担とする。

### (2) 著作権の帰属

事業計画書の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等で必要な場合は、事業計画書の内容を無償で使用できるものとする。

なお、提出された書類や資料は返却しない。

### (3) 協定締結前の取扱い

指定管理者の候補者が、協定の締結までに次の事項に該当するに至ったときは、その選定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

### (4) 業務遂行の準備

指定管理者の候補者は、自己の責任及び負担において、2024年4月1日から円滑に吉田口プラットハウスの管理運営に係る業務を遂行できるように人的及び物的体制を整えなければならない。

### (5) 責任分担

市と指定管理者の責任分担は次のとおりとし、詳細は協定書で定める。

項 目	指定管理者	市	備 考
ア 施設等の維持管理	○		
イ 施設内機械設備の維持管理	○		
ウ 施設内備品の維持管理	○		
エ 利用料の徴収・収納	○		
オ 施設等の利用許可等	○		
カ 施設等の修繕（小規模）	○		注
キ 事故・火災等による施設及び施設備品の修繕	○	○	
ク 使用者の被災	○	○	
ケ 大規模修繕		○	注
コ 施設等に係る各種保険加入等		○	建物に係る火災保険
サ 包括的管理責任		○	

注：大規模修繕とは、費用が概ね5万円を超えるものとし、これに該当するか否かは、個別に甲が決定する。

### (6) 出納監査

事業報告のうち、出納事務に関しては、市監査委員による監査対象になる。

## 12 申請書提出先（問い合わせ先）

安芸高田市 企画部 政策企画課

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電 話 (0826) 42-5612

F A X (0826) 42-4376

E - mail seisakukikaku(at)city.akitakata.jp

※(at)は@に置き換えてください。

年 月 日

**質 問 票**  
(吉田ロプラットフォーム)

申請団体名  
代表者氏名  
担当者氏名  
(電 話 )  
(F A X )  
(メールアドレス )

質問事項	具体的な内容

## 別紙 2

### 吉田ロプラットハウスの管理業務仕様書

#### 1 趣旨

本仕様書は、吉田ロプラットハウスの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

#### 2 基本的な考え方

指定管理者は、吉田ロプラットハウスを管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 吉田ロプラットハウスは、地域住民の福祉の増進及び地域コミュニティの振興を図ることを目的とした施設であるため、その設置理念に基づき、適切な管理を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭において公平な運営を行うこととし、特定の団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- (3) 効果的かつ効率的な管理運営を行うこと。
- (4) 個人情報の適正な管理を行うこと。
- (5) 地域住民や利用者の意見、要望を管理運営に反映するよう努めること。
- (6) 各施設には施設総括責任者を置くこと。
- (7) この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合については、市と協議すること。

#### 3 施設運営の特記事項

- (1) 指定管理者は、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないが、設備保守点検などの個別の具体的業務を第三者に委託することはできる。

#### 4 施設の維持管理業務

施設の管理運営業務の主要部分となる清掃、点検及び設備管理業務の基準はおおむね次のとおりであるが、詳細は別紙 2 附表を参照のこと。

##### (1) 清掃業務

日常及び定期清掃により施設の美化維持と良好な環境衛生の確保に努めること。

##### ア 業務内容

敷地内の全施設（外回りを含む。）を対象とする。

- ・清掃（床面、壁面、造作物、什器備品等）
- ・ガラス清掃
- ・ごみ処理
- ・トイレトペーパーの補充・在庫管理
- ・その他施設の美観及び衛生上不快な念を与えないよう清潔を保持すること。

##### (2) 警備業務

施設内及び周辺部分について、火災盗難の予防、不法侵入などの不法行為を防止し、施設の安全の確保を図るとともに、施設の利用者等の生命、財産の安全を確保し、円滑な運営を維持すること。

##### ア 警備業務の内容

- ・施設内外の巡回監視
- ・各種設備装置の操作と防犯・防災監視
- ・消防、防火避難設備の外観点検と機能保全
- ・不法行為者及び不審者の早期発見と排除
- ・火災の予防及び火災の早期発見と初期消火
- ・盗難等の予防と早期発見
- ・各扉などの開錠、施錠とその点検確認
- ・鍵の管理
- ・拾得物の処理

- ・その他設備業務のフォローや来館者への対応等

(3) 設備管理業務

施設の円滑な運営と安全の確保及び快適かつ良好な衛生環境の確保に努めること。

ア 設備管理業務の内容

設備管理業務は関係法令の定めるところに準拠し、主に次の事項を実施する。

- ・設備機器の運転操作及び監視
- ・設備の維持管理（日常巡視点検、定期点検、臨時点検、整備、補修）
- ・設備に関する非常措置
- ・設備関係の測定及び記録
- ・建物、設備の年間管理計画書の作成・実施及び報告
- ・官公庁検査及び改修工事の立会、報告
- ・関係部署との連絡調整
- ・簡易な営繕作業
- ・消耗品の在庫管理
- ・その他設備管理に係る付随業務

別紙 2 附表

吉田ロプラットハウスの維持・管理の仕様

吉田ロプラットハウスの施設及び附属設備に係る維持・管理業務は、次のとおり行うこととする。

区分	業務種別	業務内容、対象物	仕様、条件等	頻度 (標準)
施設管理業務	統括管理業務		ア 要員に対する保安全管理、安全教育等の実施 イ 必要に応じ現場会議への出席 ウ 官公庁検査の立会、報告及び手続代行 エ 火災、地震、事故発生時などの緊急時の指揮・監督 オ 保守点検作業状況の確認 カ 物品等の管理業務 キ 業務計画の立案	随時 キ 年1回以上
	施設点検業務	施設の屋内外	ア 施設の損傷等の異常を点検 イ 施設の機能等の定期点検	ア 随時 イ 年1回以上
	設備業務 電気設備 冷暖房設備 給排水設備 ガス設備 消防設備 衛生設備 等	設備機器の運転操作及び監視、イベント対応の実施	ア 電気設備、冷暖房設備及び給排水衛生設備関係等の運転操作及び監視 イ 防災、防犯設備関係の機能管理 ウ 建築設備の機能確認	随時
		設備の維持管理 (日常巡視点検、定期点検、臨時点検、整備、補修)	ア 日常点検、保守 イ 定期点検、保守 ウ 軽微な営繕、補修 エ 事務管理業務 オ 保安業務	ア 随時 イ 設備によるが、通常年1回~2回 ウからオ 随時
		設備に関する非常措置		随時
		設備関係の測定及び記録	ア 設備点検記録、測定記録 イ 事故発生記録 ウ 改修工事記録 エ 定期点検整備報告書 オ 検査証・許可書に関する書類 カ その他の報告書等	随時
		建物等の年間管理計画書の作成、実施及び報告		年1回
		官公庁検査及び改修工事の立会、報告		随時
		関係部署との連絡調整 簡易な営繕作業	建物内外の照明器具の球交換、各施設の 手回り工具で可能な修理ほか	随時 随時
		消耗品の在庫管理 貸出備品の確認 その他設備管理に係る付随業務		随時 随時 随時
清掃業務	清掃 (屋内)	ア 各部屋 イ 通路 ウ 便所 エ 厨房 オ ごみ箱 カ 照明器具 キ 壁	除塵、水拭き、トイレトペーパー等の各種消耗品の補充、ごみ、汚物等の収集その他	随時
	清掃 (屋外)	ア 外壁 イ 建物周囲 ウ その他		随時
	塵芥処理	塵芥の収集等		随時
警備保安業務	警備	巡回、受付、施開錠、点検、管理補助業務	施設内の各種施設・設備の監視、機能保全 犯罪その他の危険の予測、排除ほか	随時
植栽管理		建物及び敷地の周辺部分	剪定、消毒、施肥	随時
一般廃棄物処理		一時保管場所への搬出	別に指示する	随時
維持修繕		施設及び設備の維持修繕、工事 (大規模修繕を除く。)		随時

様式第1号（手続規則第3条）

指 定 申 請 書

年 月 日

安芸高田市長 様

(申請者)  
所在地

団体名

代表者氏名

㊟

連絡先（電話）

安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

申請施設名称 吉田ロプラットフォーム

添付書類

- 1 管理を行う施設の事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては、当該法人の記載事項証明
- 4 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業計画書
- 5 当該指定を申請する施設の管理に関する業務の収支予算書
- 6 その他市長が必要と認める書類

## 様式第2号

### 吉田ロプラットフォーム事業計画書

#### 1 団体の概要

団 体 名		所 在 地	
代 表 者 名		設 立 年 月 日	年 月 日
資 本 金 (基本財産)		従 業 員 数	
電 話 番 号		F A X 番 号	
担 当 組 織 名		メー ル ア ド レ ス	
		担 当 者 氏 名	
事 業 内 容			

#### 2 管理運営に関する基本方針

(1) 吉田ロプラットフォームの管理運営を行うに当たっての基本方針

(2) 利用者の平等利用の確保について

(3) 施設の効用の発揮について

(4) その他提案事項（達成目標）

### 3 業務の実施計画

管理運営の実施計画（各項目について年度ごと）に記載すること。

- (1) 利用者に対するサービス向上の取り組み（休館日及び利用時間の設定、使用の許可及び制限、利用者からの要望や苦情等への対応、緊急時の対応、個人情報保護に関する取り組みなど）
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- (2) 利用促進策、利用者増への取り組み（利用促進策などへの取り組み、地域におけるコミュニティの振興のための魅力的な提案など）
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- (3) 施設の維持管理及び修繕の取り組み（警備、清掃、設備機器保守等の維持管理業務の具体的な場所、頻度等を示した実施計画）
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- (4) 管理に係る経費の縮減に向けた取り組み
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- (5) その他（情報公開施策の取り組みなど）

4 管理運営に係る収支計画書

(単位：千円)

区 分		1年目	2年目	3年目	合 計	
		2025年度	2026年度	2027年度		
収入	市委託料					
	その他					
	計					
支出	人件費	役職員				
		一般職員				
		臨時職員				
		その他				
		小 計				
	管理費	需用費	光熱水費			
			小修繕費			
			その他			
		外部委託料	保守点検業務			
			清掃業務			
			保安警備業務			
			衛生管理業務			
			植栽管理業務			
		事務作業	事務処理作業			
		工事請負費（大修繕）				
		小 計				
	事務費	旅費				
		役務費（通信費等）				
		使用貸借料・賃貸料				
		備品購入費				
		公課費	消費税等			
			その他			
		その他	負担金			
		小 計				
	計					
	収支差引					

5 管理運営体制

(1) 組織図

適正な管理運営を行うための適切な人員配置、責任分担を考慮の上、記載してください。  
(別紙添付も可)

(2) 職員・勤務体制（雇用関係、給与、勤務体制（勤務時間、休日設定など）、職務内容）

(3) 職員配置計画等

ア 責任体制（責任の所在、責任者の常駐の有無など）

イ 執行体制（経理・管理、研修、苦情処理、安全管理、職員ローテーションなどの充  
実度）

ウ 有資格者、経験者の配置状況

エ 外部委託

(ア) 業務の委託先等

業務の種類	委託人員	必要な資格等	委託先（予定）

(イ) 委託先選定方法等の考え方

## 6 安定した管理運営のための方策

(1) 人的・物的体制における不測の事態への対処方法

(2) 地域や関係団体との連携体制

(3) 安全管理（労災を含む。）、情報管理に係る計画

(4) 財務状況、収支計画等

団体の財務状況や管理運営業務の収支計画の健全性を記載してください。

(5) その他（地域貢献など）

## 様式第3号

年 月 日

安芸高田市長 様

申請者  
所在地  
団体名  
代表者氏名  
連絡先（電話）

印

吉田ロプラットフォームの指定管理者の指定申請に当たり、法人等又はその代表者等が次の事項に該当しないことを申し立てます。

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により安芸高田市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- 4 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- 5 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 6 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- 7 市県民税、消費税及び地方消費税を滞納している者

様式第4号

年 月 日

安芸高田市長 様

申請者  
所在地  
団体名  
代表者氏名  
連絡先（電話）

印

公の施設の管理運営実績に係る申立書

吉田ロプラットフォームの指定管理者の指定申請に当たり、同種又は類似施設の管理運営実績については次のとおりです。

区 分	内 容
施 設 の 名 称	
所 在 地	
所 有 者	
管理運営業務の期間	
施 設 の 規 模	
管理運営業務の内容	
管 理 運 営 体 制	
収 支 状 況	
そ の 他	

添付資料

同種又は類似施設の管理運営実績があることを証する書類